

令和7年度東京都税制調査会第2回総会

令和7年10月23日（木）16：45～17：50
都庁第一本庁舎7階 大会議室

【宮崎税制調査担当部長】 本日は、お忙しい中、御出席いただきまして誠にありがとうございます。
本日の出席者は配付の座席表のとおりとなっております。
定刻になりましたので、池上会長に進行をお願いいたします。

【池上会長】 ただいまから「令和7年度東京都税制調査会第2回総会」を開催いたします。
初めに、小池知事より御挨拶をいただきます。よろしくをお願いいたします。

【小池知事】 令和7年度の第2回総会、大変お忙しいところ御出席を賜りまして、誠にありがとうございます。
す。

新たにお迎えいたしました小山くにひこ委員、後藤なみ委員、小林健二委員、竹内愛委員、師岡伸公委員、よろしくお願いを申し上げます。

なかなか先を見通せない国際情勢になっております。また、自然災害は激甚化をし、先日も八丈島には2回台風が襲来をしたということなど、世界も気候変動も大変厳しい状況になってきております。物事が大変な加速度を増して進んでいるということもポイントかと思っております。そして、AIは日進月歩で前に進んでいるということをごさいます、まさに不確実で不安定な時代が今続いております。

東京には、首都防衛、レジリエンス強化を進めながら、その強みを最大限に活かして全国のモデルとなり、日本全体を元気にするという使命があるかと思えます。今朝ほどもシルバー人材センター50周年ということで行ってまいりましたが、これなどはまさに良い例で、東京がスタートのシルバー人材センターが日本全体に広がっている、また、様々な子供の施策、女性の施策なども日本をリードした形で進めているのではないかと、それが東京の使命でもあると考えております。

また、各地方の個性や強みを生かした地域活性化があつてこそ、日本の持続的成長につながるものだと確信をいたしております。

こうした取組は、自主的・自立的な行財政運営を支える、役割に見合った税財源の確保や、地方税の原則に沿った税制があつてこそでございます。

税制のあるべき姿には丁寧な議論が不可欠でございまして、個人住民税の利子割の在り方など、国の拙速な議論に対しましては、大変な危機感を抱いておるところでございます。

こうした中で、皆様方には、利子割をはじめといたしました個人所得課税、自動車関連税制、高齢化と税制など、幅広く、かつ丁寧な御議論を賜っておりますことに感謝を申し上げたいと思えます。

どうぞ時代に即したあるべき地方税制の実現に向けまして、皆様方のお力添えをお願いいたたく、冒頭の御挨拶とさせていただきます。よろしくをお願いいたします。

【池上会長】 ありがとうございます。

それでは、私からも一言御挨拶を申し上げます。

ただいま知事からお話がございましたとおり、今、国内外の政治情勢、国際的な経済関係、あるいは自然、社会の状況はいわゆる激動の状態でごさいます、地方自治体をめぐる環境は大きく変化しています。当調査会の第1回を開いたのは今年5月、ちょうど5か月前ですが、この5か月の間にも状況は大きく変化しているというのは皆さん御存じのとおりかと思えます。

当調査会は、地方税を中心に税制に関する調査・審議を行っておりますが、昨今見られますように、例えば税

負担の軽減だけを強調する議論について考えてみますと、より落ち着いた議論が必要であるということを確認しなければいけない。つまり、社会保障、教育、安全、環境、公共インフラなど、地域住民の生活に必要な地方自治体サービスを実施するための財源は当然必要でございます。それを支えるための地方税財源が不可欠である。特に、税が地方自治体のサービスとして住民に還元されるという実感を持つことができる行財政運営に努めていただいて、税負担の公平を確保することが重要です。全ての世代を通じた理解を求めることが欠かせないと私どもは考えております。

今年度、当調査会としては、税制改革の視点を確認した上で、喫緊の課題であります個人住民税の利子割、ふるさと納税、自動車関連税制、法人課税、それに加えて、新たに提起されている二地域居住の問題、高齢社会における税制の役割、公共インフラを維持管理・更新していくための財源問題、つまり、東京都をはじめとする地方自治体の財政需要と結びつけた議論も行ってきております。その成果である報告（案）について、この総会で御議論いただきたいと考えております。

本日の皆様の御意見を踏まえて案文の修正を行った上で、次回の総会で報告として決定したいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

以上をもちまして、私からの挨拶とさせていただきます。

次に、当調査会の委員に異動がございましたので、事務局から紹介させていただきます。

【宮崎税制調査担当部長】 それでは、当調査会に就任された委員を御紹介申し上げます。

東京都議会議員の小山くにひこ特別委員でございます。

同じく、後藤なみ特別委員でございます。

同じく、小林健二特別委員でございます。

同じく、竹内愛特別委員でございます。

また、奥多摩町長の師岡伸公委員も新たに就任されております。

委員の御紹介は以上となります。

【池上会長】 続きまして、委員の異動がございましたため、特別委員の中から副会長を選任いただきますようにお願いいたします。

当調査会の設置要綱では、委員の皆様の互選によって選任していただくことになっております。どなたか御推薦をいただければと思いますが、いかがでしょうか。

鴨田委員、どうぞ。

【鴨田委員】 副会長は小山特別委員にお願いしたいと思いますが、いかがでしょうか。

【池上会長】 ただいま、小山特別委員を副会長に、との御推薦がございました。

推薦のとおり選任するということで、確認したいと思います。よろしいですか。

（「異議なし」の声あり）

【池上会長】 それでは、小山特別委員を副会長に選任させていただきます。ありがとうございました。

小池知事は、都合によりここで退席されます。

【小池知事】 どうぞよろしくお願いいたします。

（小池知事退室）

【池上会長】 それでは、これより議題に入ります。

本日の議題は、「令和7年度東京都税制調査会報告（案）」についてです。

報告（案）の議論に先立って、諸富小委員長より「小委員会の開催経過」について説明をお願いします。

【諸富副会長】 タブレット資料の「令和7年度東京都税制調査会小委員会の開催経過」にございますとおり、今年度は6月から10月にかけて小委員会を5回開催いたしました。

第1回から第3回は、記載の各テーマについて幅広く検討を行い、それを基に第4回及び第5回で報告（案）を取りまとめた次第でございます。

以上でございます。

【池上会長】 それでは、事務局から報告（案）の概要について説明をお願いします。

【宮崎税制調査担当部長】 それでは、報告（案）につきまして御説明申し上げます。

会場参加の委員の方々はお手元のタブレット画面を、オンライン参加の委員はお手元の資料「令和7年度東京都税制調査会報告（案）概要版」を御覧ください。

初めに、報告案の構成でございますが、「Ⅰ 税制改革の視点」、「Ⅱ 税制改革の方向性」、「Ⅲ 高齢化と税制」、「Ⅳ 公共インフラ（道路等）の維持管理・更新と税制」という4部構成となっております。

「Ⅰ 税制改革の視点」では、当調査会が税制の検討に当たって踏まえておくべき重要な事項について、「Ⅱ 税制改革の方向性」におきましては、税制上の諸課題についてのあるべき姿と改革の方向性について、「Ⅲ 高齢化と税制」では、社会保障を支える財源の在り方について、「Ⅳ 公共インフラ（道路等）の維持管理・更新と税制」では、維持管理・更新に必要な財源確保の在り方について、それぞれ記述をしてございます。

これより、報告の内容を御説明してまいります。

最初に、「Ⅰ 税制改革の視点」でございます。

各検討テーマを議論するに当たりまして、全体に通底する6つの視点として、「少子高齢・人口減少社会」、「地方分権改革の推進」、「財政の持続可能性の確保」、「地方税体系の在り方」、「所得格差に対応した税制」、「税制のグリーン化」を掲げ、まとめてございます。

続いて、「Ⅱ 税制改革の方向性」です。

まず、「個人住民税利子割」について、原則である住所地課税に向けて制度を見直す方向性に異論はないが、達成時期の目標を示すなど、具体的に進めていくことが重要、としております。

次に、国は清算制度の導入を提案しているが、税の帰属地を変更する重大性に鑑み、拙速な清算制度の導入ではなく、適正な調査を実施し、正しく実態を把握した上で見直しの提案をすべき、としております。

また、国が提案する所得の課税データによる清算制度は、利子所得と勤労所得で所得を生み出す年齢層の傾向が異なり、指標として妥当でない、としております。

仮に移行措置を導入する場合、全国の金融機関に調査を行い、都道府県ごとの個人預金残高のシェアを活用すること、問題とされているインターネット銀行等の部分のみをその他の銀行等の税収シェアにて按分することが考えられるとの意見もございました。

続いて、「ふるさと納税」について、受益と負担という地方税の原則、寄附本来の趣旨を踏まえ、廃止を含め制度の抜本的な見直しを行うべき、としております。

次に、官製通販化した実態など、寄附とかけ離れた利用が常態化。国は見直しを重ねてきたが、本質的な問題の解決には至っていない、と指摘しております。

また、仲介サイト手数料等により寄附先自治体の活用可能額は寄附金の5割程度となっており、本来、行政サービスに活用されるべき財源が地方自治体の外に流出している、と指摘しております。

加えて、「ふるさと納税」廃止後の寄附金税制の在り方といたしまして、寄附者の居住する各自自治体が政策意思を反映できる方向で制度の検討を進めていくべき、としております。

続いて、「二地域居住等と税制」について、二地域居住者は、地方消費税など、現行制度においても一定の税を負担しているとの認識の下、税を議論する前提としまして、二地域居住者の受益の整理、法改正、自治体業務の複雑化への対応を検討することが必要、としております。加えて、国は、今後、二地域居住者を明確に定義し、実態調査を行った上で、丁寧に検討を進めていくべき、としております。

概要版の2ページ目でございます。

「法人課税」について、法人税率の引上げは、法人税改革の効果検証が十分でないまま税率を引き上げることの妥当性に疑義があること等を踏まえれば、慎重に検討すべき、としております。

次に、租税特別措置は効果検証が不可欠であり、期限が到来した措置は必要性等を十分に検証し、廃止を含めてゼロベースで見直すべき、としております。

加えて、中小法人の定義について、中小法人に対する様々な優遇措置が大企業による減資の一つの誘因との指摘もあり、税法上の定義の妥当性について検討が必要、としております。

続いて、「地方法人課税」について、地方法人課税の国税化措置は、地方自治体の自主財源である地方税を縮小するものであり、受益と負担の対応性を重視する地方税の原則に反する、としております。

また、税制を検討する際は、都特有の財政需要及び日本経済を牽引する首都東京としての役割も考慮の上で、税収と財政需要の双方の観点を踏まえるべきであり、税収の多寡のみをもって財政力の格差を捉えるのは不適切、としております。

加えて、地域間の財源の不均衡は地方交付税制度で行うべきであり、財政調整後の一般財源ベースで見れば調整済み。日本全体の持続的な成長に向けて、限られた財源の奪い合いではなく、担うべき事務と権限に見合う地方税の充実・確保が必要、としております。

続いて、「自動車関連税制」について、当面の改革としまして、取得時の環境性能割を軽減する場合、保有時の種別割をより環境税制として位置づけるべき。

環境重視の観点から、ガソリン車等にCO₂排出量基準を早期に導入すべき。

EVに対する最低税率での課税は、公平性の観点から問題であり、普及を阻害しないよう留意しつつ、早期に車体重量を基準とする課税体系を構築すべき、としております。

自動車関連税は地方自治体の貴重な財源であり、税収規模を維持すべき、としております。

中長期的な方向性として、例えば、課税標準を車体重量もしくは走行距離に、またはCO₂排出量・重量・走行距離の組合せとする方法の検討が必要、としております。

続いて、「Ⅲ 高齢化と税制」です。

財源の議論を回避して社会保障を維持・充実すれば、財源を世代間で奪い合うことになるため、税と保険料を組み合わせ、全世代で広く負担することが必要、としております。

また、全世代型社会保障の観点から、財源として税の比重を高めつつ、所得等が豊かな者に負担を求めていくことが望ましいとし、世代間や世代内の公平性確保に向けて、金融所得や副業収入など保険料の賦課ベースを拡大、高齢者を含め能力に応じた負担とすべき、としております。

加えて、より公平な社会保障制度の構築に向けましては、給付対象の正確な捕捉という観点からも、税務行政のデジタル化等の情報インフラの整備を進めていく必要、としております。

最後に、「Ⅳ 公共インフラ（道路等）の維持管理・更新と税制」です。

公共インフラは高度経済成長期に整備されたものが多く、近年、老朽化に伴う更新需要が顕在化しており、道路等の維持的経費の割合は増加傾向にございます。

また、平成30年、国は、道路等に要する今後30年の費用を約76兆円と推計しておりますが、その後の建築資材の高騰等により増大している可能性がございます。

今後の安定的な財源確保に向けまして、税収のほか、公債、交付金、補助金制度等、様々な角度から調達手段を検討していくことが必要、とし、その際には、新技術の活用等による経費節減など歳出面の検討に合わせ、既存の長期推計を更新し、長期的な財政需要の見通しを明らかにすることが必要、としております。

報告（案）の説明は以上でございます。

【池上会長】 それでは、検討に入ります。

事務局の説明にありましたとおり、この報告(案)は4部構成となっております。第Ⅰ部が「税制改革の視点」、第Ⅱ部は「税制改革の方向性」、第Ⅲ部は「高齢化と税制」、第Ⅳ部は「公共インフラの維持管理・更新に係る財政需要と税制」でございます。相互に関連する内容もございますので、一括して御検討いただきたいと考えております。

この報告(案)のどこからでも構いませんので、意見のある委員は御発言いただきたいと思っております。オンラインで御出席の方は、手挙げ機能でお知らせいただければと思います。

それでは、いかがでしょうか。

中村特別委員。

【中村特別委員】 都議会議員の中村ひろしと申します。

引き続き委員を務めさせていただいておりますが、所属の党派名が「都議会立憲民主党」から「都議会立憲民主党・ミライ会議・生活者ネットワーク・無所属の会」と少し長くなりましたが、よろしくお願いします。

さて、小委員会の皆様方には、報告書の取りまとめ、お疲れさまでした。私からも意見を述べさせていただきます。

近年、物価の高騰が続いて賃上げが追いつかず、都民生活にとっては厳しい状況が続いています。急激なインフレは格差を広げ、税や社会保障費の負担を重く感じる方々が増えています。言うまでもなく、税は所得の再分配機能があるのですが、所得が低い方にとってより負担感が増えています。格差を是正し、共に支え合う社会を実現するためには、所得や資産に応じて税や社会保障の負担をする制度に見直す必要があります。

そのため、金融所得や副業も含めた所得全体を捕捉し、実際の負担能力が高い人への課税を進めるべきです。金融所得のいわゆる1億円の壁、1億円を超えると税率が減っていく矛盾は解消すべきです。

さらに、個人事業主やフリーランスは、純損失の繰越控除期間が個人は3年、法人は10年など、税制上不利になっています。この延長と青色申告特別控除の拡大などが必要となります。

また、共働き世帯やひとり親家庭の増加など、社会の構造変化に対応し、ジェンダー平等社会に資する性やライフスタイルに中立的な税制への見直しが必要です。年齢や性別、ライフスタイル、働き方で区別するのではなく、負担能力を把握した公平感のある税制を目指すべきです。少子高齢化による財源不足は理解しますが、前提として、多様な人が公平感を持てる税制がベースでなければならぬと思います。

また、税財源の確保という観点からは、勤労意欲の減退や人材の海外流出等の懸念に十分配慮した上で、累進性を強化すべきです。また、所得控除から税額控除へ、さらに税額控除から給付付き税額控除への転換、基礎控除の拡充をはじめとした諸控除の見直しなどにより、所得再分配機能を強化し、高所得者に有利な税体系を中・低所得者の底上げにつながるものに改めるべきだと考えます。

法人課税については、租税特別措置について廃止を含めたゼロベースでの見直しを提案することには賛成します。租税特別措置の廃止、受取配当等益金不算入制度の見直しなどにより、法人の収益に応じた応分の負担を求める税制を目指すべきです。大企業の業績は好調ですが、内部留保が進んでいるとも言われ、人件費や研究開発費、設備投資費に配分されていないとの批判もあり、そうした状況を改善する税制の見直しが求められています。

最後に、何度も過去にも求めてきたのですが、ふるさと納税は税の在り方を歪めるものとして廃止を強く求めるべきです。他の自治体に寄附をしても直接サービスを受けることはありませんが、返礼品という形は本来の姿ではありません。一方、寄附金税制としては、認定NPO法人への寄附が盛んになれば、自らが望む社会事業を推進することになるため、寄附文化の醸成をより一層図る必要があります。

様々述べさせていただきましたが、以上とさせていただきます。ありがとうございました。

【池上会長】 ありがとうございます。

ただいま御発言いただいた中で、もちろん所得再分配あるいは公平な税制を推進するということについては、この調査会の中で意見は恐らく一致していると思います。

そういう観点から、例えば、金融所得に関するお話がございました。金融所得についても、この報告（案）の中で、まず金融所得には、税だけではなく社会保険料の問題もあるので、社会保険料が賦課されていないことについては小委員会の中でもかなり議論がございまして、それは何らかの形で賦課ベースに含めていくべきではないかと書かせていただいております。その議論の前提として、フランスやアメリカなど、様々な国の状況についても小委員会の中で御発言いただいた上で議論を行いました。

それから、いわゆる「1億円の壁」の話もございました。これは、以前の報告で図などを入れて言及したこともございますし、金融所得に関する課税の引上げについてもおおむね小委員会の意見は一致しております。今回の報告（案）では、全面的にそれを強調したわけではないのですが、流れとしては、今年はまだ3年間のうち1年目なので、今後進めていく議論ができればと思っております。

それから、累進性の強化の中で、所得税における所得控除、税額控除、それから、給付付き税額控除の話がございました。こちらも以前の報告の中で、給付付き税額控除の問題は消費税の軽減税率の問題と絡めて議論したことがございました。結論的に書いたことはないのですが、これまでも議論がございました。

私も、最近の政治的な議論の中で、税額控除あるいは給付付き税額控除についての評価をめぐる議論があることは存じておりますので、今年は報告に入っておりませんが、またそういう議論ができればと考えております。

それから、法人税に関する租税特別措置の廃止、あるいはふるさと納税の廃止を含めた抜本的な見直しについては、基本的に御支持いただいたかと思っております。ありがとうございます。

諸富小委員長から何かございましたらいかがでしょうか。

【諸富副会長】 私の方から会長の御発言に付け加える点はございません。

【池上会長】 ありがとうございます。

青木区長、どうぞ。

【青木委員】 それぞれ必要なことをしっかりまとめていただいておりますので、感謝を申し上げます。特に、ふるさと納税については廃止を含め抜本的な見直しを行うべきだと、特別区全体でもそのように思っておりますので、報告（案）に記載をいただき、ありがとうございます。

それから、地方法人課税の中で、都特有の財政需要、日本経済を牽引する首都東京の役割ということがしっかりと書かれておりますので、ぜひそのことについてはこれからも進めていただきたいと思います。そして、公共インフラもとても大事なことだと思います。

そうしたことを踏まえて、葛飾区でも多くの区民の皆さんに毎年世論調査をやっていますが、安全で安心なまちをつくってほしいという声がずっと1番多く寄せられています。特に首都東京が自然災害に見舞われると大変なことになりますので、首都東京をしっかり守って発展をさせる、自然災害に強いまちづくりをする。当然のことながら、公共インフラについても、老朽化している部分について、区としても当然取り組んでいますが、都としても取り組んでいける財源の手当が必要だと思っておりますし、それを計画的に、特に首都東京を守っていく取組ができるようにしていくことを、ぜひこうした中でも触れていただきたいと思います。首都東京が壊滅的な打撃を受けることは日本全体にとって大きな影響がありますので、ぜひそのことを意識しながら発信をしていけたらと思いますので、よろしくお願いいたします。

以上です。

【池上会長】 ありがとうございます。

大きく三点あったと思います。

一点目のふるさと納税に関しては、実は毎年報告の中で書いているのです。最初は原則的に批判するというだけだったのですが、だんだん話を進めて、どうやったらより適切な制度に移していけるのか、段階的な議論を行っております。そういう改革、抜本的な見直しの方向についても、今年も前回に比べて進めておりますが、さらに進めていければと考えております。

二点目の財政需要につきましては、当調査会が行う税制の議論だけで済まない話で、むしろ都はどのような財政需要があるかということについては、当調査会というよりは経費の側から議論していただければと思うのですが、それを踏まえて税制の議論をやりたいということで、公共インフラのことも委員会のテーマとして議論させていただきました。

そういう面も含めて、都に特有な首都機能の維持、安心・安全の維持、そういったことを支えるための財源が必要だという三点目については、これは東京都以外の自治体にも訴えていかなければいけないので、税制の議論だけではなく、財政需要の議論も含めて、セットで議論していくことが必要だろうと思います。それが地方自治体全体の協調を進めていくために必要だろうと私は感じております。ありがとうございます。

小山副会長、どうぞ。

【小山副会長】 まず、先ほど小池知事や池上会長からございましたように、国内外が大きく激変する中で、こういった形で首都東京の税調として報告を取りまとめられたこと、特に小委員会の皆様方、本当にありがとうございます。まさに新政権が発足する中で、このように報告が取りまとめられていることの意味は極めて大きいと感じております。加えて、この報告の内容については、おおむね私も大きく賛同するものでありますし、これらのことをしっかり国に我々として伝えていかなければならない内容が多岐にわたって盛り込まれていると考えています。

その中で、幾つか申し上げたいのですが、まず7ページに「地方税体系の在り方」として、そもそも国と地方の税財源の割合は、かつてよりずっとと言われております4対6の歳出配分に対して、逆転をする6対4の税収割合ということで、これをいかに是正していくか。本来なら、地方に税源を移譲させていくことを私たちは求めていかなければならない、もともとの重要な課題だと思っております。こういったことについてこの中でも述べていただいておりますが、より強く地方税の拡充ということを望んでいかなければならないと思います。

関連して言えば、例の偏在是正措置が既に累計で10兆円を超えていて、都民生活は大きな影響を受けていると感じておりますし、偏在是正についても、この中でも既に盛り込まれておりますが、改めて強く訴えていかなければならない案件だと思っております。特に、新たな政権が発足する中において、こういったことをもう一度本旨に立ち返って強く求めていくことが必要だと考えております。

個別に申し上げますと、25ページの「ふるさと納税」であります。これも、かねてより東京都も税の本旨から大きく外れているということの認識、見解も示されております。以前、新聞に栃木県の足利市長がすばらしい内容を書かれていまして、ふるさと納税の返礼品競争に加わらないのだということを書かれておりました。返礼品は一切要らないから育ったふるさとに恩返しをしたい、ふるさとではないけれどもその町を応援したい、まさにそういう考えがふるさと納税のあるべき姿であって、最後に締めくくられているのは、まちづくりに最も大切なのはふるさとを支えていこうとする人材の育成なのだということが記載されておりました。ふるさと納税のもともとの本旨はそういうことであって、現状のようなことは私たち日本人の心そのものさえも歪めてしまう事態を生じているのではないかと思いますので、このことについては、首都東京からこういうことを強く求めていく、また、本来のあるべき姿に戻していくことを進めていただきたいと思います。

もう一点は69ページの自動車関連税に関してでございます。自動車関連税については、今、大きな動きがありますが、まず一つ、76ページ「その他の諸課題について」ということで、「自動車関連税をめぐる、産業界から」云々という記載がございます。私どもは、自動車関連税は複雑、かつ、どちらかという二重課税にもなってい

る部分があるという認識を持っておりまして、税制の簡素化、あるいは、地方税収に影響を及ぼさない限りでのユーザー負担の軽減があるべきだと思っております。

こういった中において、諸外国と比較してそれほど過大ではないのだということが記載されております。これはよく国の見解で示されているのですが、実際、産業界や労働界からデータなどをもらって、各国の状況と比べると大分差がある部分がございます。ですので、今こういう記載になっているが、本当にそれでいいのかどうかということは少し意見として申し述べておきたいということと、自動車関連税については、簡素化、ユーザー負担の軽減ということについても盛り込んでいただくことが大事だと思っております。

特に、暫定税率は既に何十年も経っているのに本則税率ではない税率が続いていたり、あるいは消費税がさらに上乗せされているという二重課税などもありますので、そういった視点もぜひ踏まえて今後の御議論に活かしていただきたいと思っております。

最後の走行距離課税については、既に74ページの中でも「地方部への影響」ということで記載をいただいております。都内においても多摩地域をはじめ、車がないと生活に大変支障を来す地域がございます。都内でも大きな差がありますので、生活に直結する走行距離課税に関しては十分慎重な検討が必要だと思っておりますので、併せて述べさせていただきたいと思っております。

いずれにいたしましても、こういう形で取りまとめられていること、また、このタイミングで取りまとめられていることを高く評価をさせていただき、この議論を進めていただければと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

【池上会長】 ありがとうございます。

最初に、地方税全体としての拡充、つまり、国税と地方税の割合と実際の財政需要の割合を考えると、地方の税財源が少ないという問題がございます。これは「I 税制改革の視点」の中で触れております。もちろん地方税だけではなくて、地方交付税も含めたいわゆる一般財源という形で財源保障しなければいけないというのはそのとおりでございます。

具体的に地方税をどういう形で拡充していくかということについては、この20年間といえますか、「三位一体の改革」以来ずっと議論されて、最近その議論が下火になっているような気もしますが、それをどう考えるのかということを変えて問われるものだと思っております。

偏在是正の問題とふるさと納税の問題については、基本的にこの報告(案)の内容を高く評価していただいたと考えております。

自動車関連税制につきましては、諸富小委員長からコメントがございましたらお願いいたします。

【諸富副会長】 小山特別委員から御指摘いただきました本則税率の問題は、燃料課税の問題なので少し置いておきます。

車体課税についてですが、簡素化については御指摘のとおりだと思います。取得・保有段階で様々な形で課税ベースや税率の設定の仕方、軽自動車と普通自動車の違い、営業車両とそうでない車の違いなど制度が複雑になってきていることは確かで、これを簡素化していくことが重要だという御指摘は全くそのとおりで、76ページにもその辺りについてはより簡素化していくことが重要な視点であるということは書かせていただいている次第であります。

二重課税の点については、どれだけの水準が望ましいのかという点で、車体課税に関しては二重課税であるという御指摘は多々出ております。ただ、本当に二重課税かどうかという点については学說的にも割れておりまして、二重課税でないという意見もあります。ただ、実態を見ますと、欧米でも車体課税を持ちながら、同時に付加価値税(VAT)を課しています。そういう意味では、二重課税かもしれないのですが、欧米でも必要な税収を得るために一般的な付加価値税と車体課税の両方を徴収しているというのが現実でございます。

背景には、道路財源、特に維持・補修費が増えている中で、この財源をどう確保していくか。やはり車のユーザーに、道路損傷負担金と我々と呼んでいます、応益的な観点から負担をお願いするという観点は重要ではないかという視点から、二重課税かどうかには踏み込んでいないのですが、一定の税収は必要であるという視点で書かせていただいた次第でございます。

私からは以上でございます。

【池上会長】 小委員会の議論に基づいて報告（案）をつくっておりますが、今お話がございましたとおり、二重課税論は自動車の取得の話だけではなくて、例えば酒もたばこも同じことです。私が自分の意見を言っているのかどうか分かりませんが、二重課税であること自体がいいか悪いかという議論はあまり適切ではないのかなと考えております。全体としての重さの問題だと思いますので、そういう形で考えていくものだろうと思っております。

走行距離課税につきましては、委員によって意見が分かれるところもございました。全体として報告（案）の中では、例えば走行距離基準と車体の重量基準とCO₂排出量の基準をどう組み合わせていったら適切な解が生み出せるか、そういう議論に今のところはとどまっています。

タブレット画面に表示されている73ページの下に図があります。右に行くほど将来像になるのですが、現在は基本的には排気量基準でございますが、それをだんだん変えていくときに重量基準、CO₂排出量基準。当然CO₂排出量は少ない方がいいわけですが、その先に走行距離基準も交ざってくる。そういう形になっておりまして、一足飛びに走行距離課税に転換しようという形で言っているわけではない。そういうバランスになっていると考えております。

今年はまだ1年目ですので、自動車関連税制の話は実は毎年行っているのですが、徐々に話を具体化していこうと考えております。ありがとうございます。

小山委員、どうぞ。

【小山副会長】 おっしゃるとおりで、今申し上げた二重課税の部分は、まさに会長が言われたように、税の負担がどういう状況にあるかということが非常に重要だと思っております。

先ほど、国際比較の中でそれほど差異がないという記載がありましたが、自動車関係諸税の国際比較で、取得・保有段階の車体課税で言えば、日本はイギリスに比べて1.4倍、フランスであれば9.5倍、米国であれば23.4倍という大きな差があるというデータもありますので、先ほどおっしゃられた、まさに二重課税云々というよりも、税の負担の内容ということについても着眼をしていただいた上で御議論を進めていただければ大変ありがたいと思います。

以上でございます。

【池上会長】 ありがとうございます。

その点につきまして、76ページの下から2つ目のポツ、自動車関連税を検討する場合に、今お話がございました車体課税における国際比較は自動車業界の方々がよく出される数値でございます。さらに、燃料課税を含めた議論を行い、では、それでどうなのだという議論をやらなければいけないのだろうと思っているということ、報告（案）では結論はあまり書かずに課題として書いているところでございます。今のところ1年目の報告はそこでとどまっていますので、そこのところは御理解いただければと考えております。また今後、議論を進めさせていただきます。ありがとうございます。

他にいかがでしょうか。

後藤特別委員、どうぞ。

【後藤特別委員】 後藤でございます。

この間の取りまとめをいただきまして、誠にありがとうございました。

税制改正の方向性につきましては、基本的に賛同しております。

地方法人課税のところだけ一点お伝えをさせていただきたいと思います。皆さんから縷々お話がありましたので、おおむね同じような話ですが、この間の議論の中で、毎年偏在是正については東京都の方から挙げていただいておりますが、もう一段ギアを上げて強く申入れをしていただきたいと思います。

特に直近では、近隣3県から偏在是正措置を求める要望書が提出されたり、あるいは、今、国の検討会において偏在是正の分析がされているということで、この辺りの動きは新しい政権の下でどうなっていくのかというところが心配なところでもあります。

最近の議論で言えば、特に1都3県の議論などにおいては、東京都は財政力が非常にあるからとか、行政サービスが非常に充実をしているからという理由で偏在是正の措置を求めるという動きになっているというのが、地方法人課税の原則から少し話がずれていると思います。今こそ受益と負担の対応性を重視する地方税の原則に立ち返ってやるべきであろうと思っております。

この年末にかけての国の動きは大変心配なところもございますので、例年以上に強く求めるということをお願いをしたいと思います。

私からは以上です。

【池上会長】 ありがとうございます。

地方法人課税の国税化措置、それを譲与税もしくは交付税財源に入れるという形で東京の外に持っていくという形が実際に行われているわけございまして、それは地方税の原則に反するものでございますから、自主財源の原則に反するというので、それについてずっと批判してきているわけです。しかしなかなか実際には止まらないという現実があって、そこで財政需要の話に今度は持っていくという話になっているのかと思うのです。

これも委員の間でかなり意見が分かれるところではあるのですが、東京の財政需要、首都機能であるとか、そういうところがどういう形で表れるのか。東京都といっても国境があるわけではなく、毎日人は動いているわけですから、東京都のサービスを受ける人が周辺の3県に住んでいるというケースはよくあるわけございまして、実際には昼間は東京都で働いている人もたくさんいるということがございます。そうすると、そう簡単に、東京都のサービスがいいから周りの3県が損をしているということは言えないのだろうと私自身は思います。これは委員の意見が分かれるところもあるのですが、そう考えると、首都機能あるいは首都圏といいますか、そういうところのサービス全体として、どういう形で首都圏の人々が受けているのかということをお考えた方が、特に3県については有意義なのかと思っております。

今私が話していることは個人的な意見ですが、そういうことが言えるのではなかろうかと、御発言を伺って感じた次第でございます。ありがとうございます。

他にいかがでしょうか。

それでは、小林特別委員、どうぞ。

【小林特別委員】 今日初めて参加させていただきました。御報告をおまとめいただきまして、ありがとうございます。

おおむね大変大事な御指摘をいただいている報告かと思っております。その中で、ふるさと納税につきまして、廃止を含め制度の抜本的な見直しを行うべきと、まさにそのとおりであるかと思っております。

私は地元が練馬区でございますが、練馬区におきましては、令和7年度のふるさと納税による税の流出は約56億円見込まれている状況があります。特別区民税の8%に相当するというので、大変大きな財源が流出をしているということです。練馬区の中で考えますと、56億円という金額は学校が1校改築できる金額であり、また、道路・公園の維持管理にかかる費用、こうしたものに匹敵をするということで、非常に大きな金額でございますので、まさにこれに関しては非常に大事な議論をこれからまた進めていかなければいけないなと思っております。

す。

そうした中で、ふるさと納税については、ブーム的な形で流行してきてしまっているという状況もあって、実態を理解していただいていない状況があると思います。その意味では、ふるさと納税の廃止を含め制度の抜本的な見直しの議論においては、都民の皆様方に実態をよく御理解をいただく取組も併せて行っていく必要があるのではないかと考えております。

そして、公共インフラの維持管理・更新と税制という点におきましては、年頭に埼玉県八潮市で大きな事故がございまして、私の地元でもこの事故に関心を持って、自分たちの地域は大丈夫なのかという様々なお問合せを数多くいただいたところであります。日常的に当たり前のようにあるものが実は日々老朽化をしてくれている、こうした実態も厳しく目を向けていかなければいけないと考えております。

そうした中で、特に東京都におきましては、道路、水道、下水道、こうしたものについて長寿命化という形の取組で、まさに維持管理に当たって寿命を延ばしていくことも先駆的に取り組んでおられるかと思っております。長期的な財政需要の見通しを明らかにすることが必要という御指摘もあつたり、日々の我々の都民生活を維持していくために老朽化というものも避けて通れない課題で、これに対してどのような費用が必要になってくるのか、こうしたことをしっかりと議論をし、積算をし、都民の皆様方にお示しをすることによって、新たな財源の確保という取組を進めていく必要があるのではないかと考えております。その意味で、こちらもやはり都民の皆様方によく御理解をいただく取組を進めていく中において、この議論を進めていかなければいけないと考えております。

以上でございます。

【池上会長】 ありがとうございます。

ふるさと納税につきましては、何度も申し上げているとおり、廃止を含む抜本的見直しということで、具体的にどうすればいいかという議論をさらに進めていきます。実は、私も3月に特別区長会でふるさと納税について講演したことがあり、そのときも少し議論させていただいたことがあります。東京都内の市区町村の方々は非常に危機意識を持っておられることについてはよく理解しております。

インフラにつきましても、八潮市のケースは下水道の管ですが、表面的には道路が陥没したということで、つまり、道路そのものはいわゆる一般会計でやっているのですが、下を通っているものは公営企業ということもあるわけですので、それをどう考えたらいいのかという問題は当然あります。

ただし、今回、公共インフラの議論をするに当たって、小委員会におきましても道路の維持管理を実際にやっておられる部署の方から説明をいただきました。お話を伺っていると、国が設けている法定点検の基準を大きく超える頻度で点検をやっておられるということで、それは大変すばらしいと思った次第でございます。むしろ、他の団体は大丈夫なのかと逆に心配になっているところもあるのです。しかし、それは東京都だから点検ができるのだと言われてしまうと、話は全く逆なので、そのための制度を国が整備しなければいけないものだろうと思います。ということは、東京が率先して安全なインフラの維持政策をつくっていく、そういう基準をつくっていく立場にあるのだろうと思いますし、それが東京都の役割としてはふさわしいものではないか。税制を超える話をして申し訳ないのですが、個人的にはそのように感じているところでございます。

そういう意味でも、今後も税制の議論をするだけではなく、財政需要の議論も含めて当調査会の中で行っていければ、より前向きな議論ができるのではないかと考えております。ありがとうございます。

竹内特別委員、どうぞ。

【竹内特別委員】 よろしく申し上げます。

まず、小委員会の皆さんには大変御苦勞いただきましてありがとうございます。

税制の問題ですが、そもそも税金はあるところから取る、そして、国民生活への再分配、社会保障の充実や社

会インフラの整備などに活用することが大前提であり、そのためにどういう制度にすべきかということがまさに議論のテーマかなと思っています。

今回の報告の中で、少子高齢化や人口減少の問題が取り上げられていまして、本文1ページにも「税制改革の視点」として少子高齢化の問題、それから、大きなテーマとして「高齢化と税制」の項目も3項目めに位置づけられております。

この問題は、世代間の負担の公平性ということが非常に強調されてしまうのではないかとということで、81ページの本文の方には、給付は高齢者中心、負担は現役世代中心となっているこれまでの社会保障の構造を見直していくことを志向しているとの記載があります。しかし、高齢期に給付が増えることは当然で、給付を受けている高齢者も現役時代には負担をしてきたわけで、今、高齢期になってもまた負担が求められているという状況にあります。このことを突き詰めていきますと、世代間の分断につながるのではないかと危惧しております。そうした見直しではなく、冒頭に述べましたように、あるところから取るという立場に立って、富裕層をはじめ、収入に応じた負担をきちんと求めていくという見直しが必要ではないかと思っています。

その点では、今回法人税の問題もありますが、特に大企業の法人税の減税についてはしっかりと議論していく必要があると思います。この間の政府税調や国会の議論でも、大企業への減税は1年間で11兆円ぐらい減税されているわけですが、効果がなかったと言われていて、期待されていた賃上げやダンピング防止、設備投資につながっていない、むしろ内部留保の積み上げにつながったと指摘しているわけですね。あわせて、先ほどもお話がありました、個人の所得税の減税で1億円の壁の問題も指摘をされながら、また国会で取り上げられながら是正をされていない。こういう格差の拡大こそ抑制する方向に転換していく必要があるのではないかと思っています。

法人税の問題では、大企業への減税を改めるべきですが、中小企業への支援は強化していく必要があると思っています。例えば、法人税でも累進課税を導入して、中小企業の一定範囲内の所得については現行より税率を引き下げるとすることも検討できるのではないかと思っています。

個人所得課税については、今回利子割の問題が記載されているのですが、そもそも課税最低限度額が低過ぎるということで、生活保護基準を下回る課税ラインになっている、このことを見直すことが必要ではないかなと思っています。

また、この間の選挙でも大きな問題になりましたが、消費税減税やインボイス制度の廃止、見直しは国民多数の世論ですので、個人所得課税の考え方と併せて、税の原則は応能負担だと、それから、生計費非課税の原則を貫く税制をしっかりと議論していく必要があると思っています。

今回の報告の中にも、8ページに「所得格差に対応した税制」という記載があって、これは非常に重要な視点だと思っています。住宅費の高騰が今大きな問題になっておりますので、例えば個人住宅や集合住宅の固定資産税の減税も考えていけるのではないかと思っています。いずれにしても、税制を通じて所得の再分配をしっかりと行っていくことで、格差と貧困を正すということを求めていきたいと思っています。

最後に、本文の48ページに記載されている防衛特別法人税について、来年の4月からの適用ということですが、防衛費に特化した法人課税ですが、こうしたやり方がまかり通れば国民生活への再分配が縮小しかねない。私たちは大企業への課税は強化すべきだと考えているのですが、その税収は本来国民の暮らしにこそ活用すべきであって、平和を脅かす軍備拡大のための増税は許されないと考えています。

繰り返しになりますが、何より国民生活が厳しい下で、どう暮らしを支えるかという立場に立った税制の議論を期待していきたいと思っています。

以上です。

【池上会長】 ありがとうございます。

当調査会はもちろん税制の議論を行っているのですが、全てをカバーできているわけでもございません。各党の主張はよく理解しておりますし、言えるところから申し上げますと、まず再分配につきまして、基本的に応能負担、つまり、負担能力の高い人に負担していただきましょうという考え方になっております。

これにつきましては、年代を問いません。現役世代でもあまり豊かでない方もいらっしゃいますし、逆に高齢者の中には豊かな方も、そうではない方もいらっしゃるということです。基本的には所得あるいは資産の高い、つまり、負担能力が高い方には負担していただきたいということを考えて、例えば、先ほどありました金融所得のことなども議論しているところです。

それから、長寿化に応じて年金の支出あるいは高齢者の医療・介護費が増えるというのは必然でございます、そういうニーズを支えなければいけない。そのときに、どう負担能力のある方に負担を求めるかという観点で議論していかなければいけないと考えております。

法人税の租税特別措置の廃止を進めることについては、報告(案)の中でも述べているわけでございます。実際に法人税を見直すときに、例えば、令和7年度与党税制改正大綱には、税率の引上げや、租税特別措置はいいものではないかという議論があったのですが、それについては小委員会ではかなり批判的な意見が出まして、租税特別措置は効果があるかどうかをきちんと検証して見直していかなければいけないということを報告(案)では強調したと思っております。税率の話はその次だろうというところで話は止まっているところです。

消費税につきましては、今回あまり正面から議論しておりません。ただし、先ほど給付付き税額控除の話が出ましたが、そういった関連で、負担全体を考えた再分配の観点からの見直しについて、どういう制度が望ましいかという議論は当然必要だと私も考えております。

基本的に税制全体が応能負担の原則に基づくということはそのとおりでございます。その税収がどう使われるかについては、先ほど公共インフラのことは議論しましたが、国政レベルの支出、たとえば防衛、外交につきまして、ここで議論を行っているわけではないので、そこは国税も含めた議論になってきますし、税制というよりはむしろ予算の問題かと思えます。そこまで議論ができると言われると難しい点もありますが、議論としてはそれぞれの党の主張を戦わせていただくのは当然のことだと思っております。ありがとうございます。

他はいかがでしょうか。

それでは、様々な御意見をいただき、大変ありがとうございました。

本日皆様からいただいた御意見を踏まえて、また御存じのとおり国会が開かれておまして、国会でも当然法案審議が行われるかと存じます。そうしますと、国会の動きに応じて、報告の内容は変わりませんが、表現を修正する必要があるかもしれないので、表現の修正につきましては私にお任せいただきまして、次の第3回の総会で最終案を提出させていただきたいと考えております。よろしくお願いたします。

予定していた議題は以上でございます。

ここで、事務局を代表して武田主税局長から委員の皆様へ一言御挨拶がございます。

【武田主税局長】 委員の皆様におかれましては、お忙しい中、御出席をいただきまして、誠にありがとうございます。

閉会に当たりまして、事務局を代表しまして御挨拶をさせていただきます。

今年度は、第9期の初年度の報告として、個人住民税の利子割など、都にとって重要なテーマを含め、多岐にわたる大変充実した内容の報告(案)を御提示いただきました。

報告(案)の作成に当たりましては、池上会長、諸富副会長に多くの時間を割いて取りまとめをいただきましたこと、心から御礼を申し上げます。

また、小山副会長をはじめ特別委員の皆様、有識者の委員の皆様、区市町村長の委員の皆様の御協力に対しまして、改めて厚く御礼を申し上げ、私の御挨拶とさせていただきます。

本日は誠にありがとうございました。

【池上会長】 それでは、事務局から次回の日程の説明をお願いします。

【宮崎税制調査担当部長】 第3回総会でございますが、11月10日月曜日、午前11時10分から、この場所、都庁第一本庁舎7階大会議室で開催をさせていただきます。御出席のほどよろしく願いいたします。

説明は以上です。

【池上会長】 それでは、以上をもちまして、「東京都税制調査会第2回総会」を終了させていただきます。

本日は、お忙しい中お集まりいただきまして大変ありがとうございました。

— 了 —